再 評 価 調 書(案)

I 事業概要	<u> </u>								
事業名	交通安			车步行者道設置	事業)				
地区名	一般県道 和合豊田線 愛知県みよし市三好町 地内								
事業箇所	愛知県みよし市三好町地内								
事業の あらまし	る。本学事が接のこれの	本事業では、みよし市三好町地内の、南部小学校、中部小学校、天王小学校、南中学校、三好中学校の通学路に指定されている区間のうち、歩道未設置区間の整備を行うものである。事業着手前は、歩道の無い区間での車両と歩行者や自転車との接触事故の恐れだけでなく、三好森下交差点においては右折車線が設置されていないことから、無理な運転をする車両と歩行者等の接触についても危惧されていた。このため、三好森下交差点においては歩道の設置とともに右折車線を設置する交差点改良を行い、他の歩道のない区間については歩道を設置することで、歩行者及び自転車等の安全の確保と危険通学路の解消を図るものである。							
事業目標	【達成(主要)目標】 ①歩行者等の安全の確保 ②危険通学路の解消 【副次目標】								
		_	事前評価時	再評価時	再評価時(2回目)	変動要因の分析			
			(2008年)	(2014年)	(2019年)				
	事業期間	業期間	2008 年度	2008 年度	2008 年度	用地取得が難航し、事業が長			
			~2012 年度	~2019 年度	~2024 年度	期化した			
	事業費	(億円)	8. 5	8. 5	8.8	精査による増額			
引来表表	経費	工事費	2. 0	2.0	2. 0	変動なし			
計画変更 の推移	内訳	用補費	6.0	6. 0	6. 0	変動なし			
の万世代タ		その他	0.5	0.5	0.8	精査による増額(調査費)			
					交差点改良 1	変動なし			
			箇所を含む自	箇所を含む自 転車歩行者道	箇所を含む自				
	事	業内容	転車歩行者道 設置		転車歩行者道 設置				
			改良 L=805m	改旦 L=805m	改旦 L=805m				
			W=16. Om	W=16. Om	W=16. Om				

化

Ⅱ 評価

1) 必要性 の変化

【通学路としての利用状況】

- ・事前評価時(2008年)において、本事業区間は周辺の南部小学校、中部小学校、完工小学校、南中学校、三好中学校、三好高校の児童及び生徒の通学路として利用されていたが、歩道未整備区間においては、歩行者や自転車が車道路肩部の通行を余儀なくされ、通行する車両との接触の恐れなど、危険な状態となっていた。
- ・再評価時(2014年)には、みよし市における通学路合同点検(2013.8.26)において、事業区間内の三好森下交差点では右折車線が無いため、無理な運転をする車両が通行中の歩行者に接触する危険性が高いと指摘されるなど、交差点の安全性を高める必要が改めて確認された。
- ・再評価時(2回目)(2019年)においても、通学路の指定状況及び利用状況に変りなく、通学路交通安全プログラム(2016年)においても、交差点改良及び歩道設置が必要な区間として位置づけられている。

【交通事故の推移】

- ・死傷事故件数については、事前評価時(2004-2007の4年間)が6.5件/年、再評価時(2008-2011の4年間)が6.0件/年、再評価時(2回目)(2014-2017の4年間)が3.3件/年であり、5年前と比較して減少しているが、依然として年3件以上の死傷事故が発生している。
- ・死傷事故の内、歩行者及び自転車が占める割合は、事前評価時(2004-2007の4年間)が30.7%、再評価時(2008-2011の4年間)が29.2%、再評価時(2回目)(2014-2017の4年間)が23.1%であり、5年前と比較して死傷事故のうち歩行者及び自転車に占める割合は減少しているものの、依然として4件に1件程度の割合を占めている。
- ・事業区間を通学路として利用する児童数は再評価時(2014年)が42人(1工区32人、2工区10人)、再評価時(2回目)(2019年)が40人(1工区16人、2工区24人)と、全体児童数には大きな変化はないが、自転車歩行者道設置を進めている2工区の通学児童数は5年前より増えている。

【交通量の推移】

・自動車交通量は、事前評価時(H17 センサス)が14,173 台/日、再評価時(H22 センサス)が13,034 台/日、再評価時(2 回目)(H27 センサス)が11,640 台/日と、減少傾向がみられるものの、1 日あたり1 万台以上と依然として通行車両が多い状態である。

【混雑時旅行速度の推移】

・混雑時旅行速度は、事前評価時(H17 センサス)が 18.7km/h、再評価時(H22 センサス)が 18.3km/h、再評価時(2 回目)(H27 センサス)が 15.8km/h となっており、5年前と比較して混雑時旅行速度が低下するなど、依然として混雑した状況にある。

【変動要因の分析】

- ・本事業区間は周辺小中学校の通学路に指定されており、通学児童数に大きな変化はない。
- ・通学路合同点検においても歩道設置や交差点対策の必要性を求められ、通学路交通安全 プログラムにも歩道設置や交差点改良が位置づけられている。
- ・本事業区間の死傷事故件数は年3件以上であり、歩行者及び自転車関連の事故の割合も 1/4程度となっており、依然として歩行者及び自転車の事故が多い状態である。
- ・本事業区間の交通量は、1日当たり 10,000 台以上と通行車両が多い状態であるとともに、 混雑時旅行速度も 15km/h 程度と混雑状況に変化がないことから、歩行者や自転車にとっ て危険な利用状況となっている。
- ・以上から、事前評価時、再評価時と同様に、歩行者及び自転車の安全性の確保のための事業を継続する必要があると考えられる。

A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 В (B): 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 【理由】 判定 通学路指定や通学児童数に変化はなく、通行車両も多く混雑状況も続いている。また、死 傷事故についても年3件以上発生しており、その内の約1/4程度が歩行者及び自転車に関 連する事故となっていることから、当事業においては、引き続き実施すべきであると考えら れる。 1) 進捗 【事業計画及び実績】 状況 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 合計 1工区(森下工区) 調査·設計 用地補償 工事 工種区分 2工区(打越工区) 調査·設計 用地補償 工事 前回計画 0.21 1.89 5.63 0.77 事業費 実績 0.21 1.89 1.12 0.21 0.55 8.82 今回計画 1.89 5.05 1.12 【進捗率】 これまでの計画に対する達成状況 全体進捗状況 達成率(%) 進捗率(%) 【②÷③】 実績 計画 計画 $(2 \div 1)$ 延長(km) 0.61 0.08 9.9% 13.1% (2) 事業費(億円) 7.73 3 22 41.7% 8 80 36 6% 事 工事費 1.23 0.39 31.7% 2.00 19.5% 6.00 用補費 1.97 32.8% 6.00 32.8% 業 その他 0.50 0.86 172.0% 0.80 107.5% **ഗ** ※用地進捗率は32.8% 進 捗 ※残事業は、1工区東側の用地買収及び交差点改良工事と歩道設置工事、 状 2 工区の用地買収及び自転車歩行者道設置工事 況 【施工済みの内容】 及 び ・1工区の三好森下交差点西側については、用地買収を終え歩道設置工事を完了している。 見 込 【事後評価に準ずるフォローアップ】 4 1工区の三好森下交差点西側については、歩道が設置済みであり、歩行者及び自転車等 の安全の確保と危険通学路の解消が図れている。 2) 未着手又 ・1 工区及び2 工区ともに、地権者との用地交渉が難航し、長期化している。 は長期化 の理由 3) 今後の事 【阻害要因】 業進捗の ・1 工区は、地権者の要望に沿った移転先選定が挙げられる。 見込み ・2 工区は、工場やガソリンスタンドなどの補償の順序や、方針の調整が挙げられる。 【今後の見込み】 ・1 工区は、地権者の事業に関する理解は得られているため、移転先の選定など具体の交渉 を継続していく。

8.50

3.22

・2 工区は、工場やガソリンスタンドなどで概ねの理解が得られたため、順次用地取得を進

	判定	A: 事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。 【理由】 ・用地交渉に時間を要していたが、順次、用地交渉及び工事着手することにより、2024 年
		・
	1) 貨幣価値	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
③事業の効果	が 化可能な 効果 (費用 対効果分 析結果)の 変化	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】 ・本事業の目的は、道路利用者の安全確保を目的としていることから、走行時間短縮や走行 経費減少に基づく費用便益は算出していない。
未 の		【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】
変		一 【変動要因の分析】
化		【友期安囚V/J 们 】
	2) 貨幣価値	
	化困難な効果の変化	「事故多発箇所での事故数削減」 ・事前評価時:死傷事故率 133.9 件/億台キロであり、得点「1」 ・再評価時:死傷事故率 122.4 件/億台キロであり、得点「1」 ・再評価時(2回目):死傷事故率 76.2 件/億台キロであり、得点「1」
		「交通弱者に対する安全性の向上」 ・事前評価時:通学路が含まれており、得点は「3」 ・再評価時:通学路が含まれており、得点は「3」 ・再評価時(2回目):通学路が含まれており、得点は「3」
		「自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上」 ・事前評価時:3種道路で自動車交通量は14,173台/日(H17 センサス)であり、得点は「2」 ・再評価時:3種道路で自動車交通量は13,034台/日(H22 センサス)であり、得点は「2」 ・再評価時(2回目):3種道路で自動車交通量は11,640台/日(H27 センサス)であり得点は「2」
		「主要な渋滞箇所の渋滞緩和」 ・事前評価時:第4次渋滞対策プログラムに位置づけられた渋滞交差点であり、得点は「3」 ・再評価時:公共交通機関の利用促進(バス路線の渋滞緩和)に資する事業であり、得点は「2」 ・再評価時(2回目):公共交通機関の利用促進(バス路線の渋滞緩和)に資する事業であり、得点は「2」
		【評価値】 ・事前評価時: (1+3+2+3) 点/ (Max3 点×該当 4 項目) =9 点/12 点=0.75 ・再評価時: (1+3+2+2) 点/ (Max3 点×該当 4 項目) =8 点/12 点=0.67 ・再評価時(2 回目): (1+3+2+2) 点/ (Max3 点×該当 4 項目) =8 点/12 点=0.67

			貨幣価値化可能な効果 評価基準表		
達成目標 (建設部方針)	評価 対象 の判断	評価項目			
①交通安全			a) 事故多発箇所での事故數削減に寄与する	MAX3	
対策の推進			事故危険箇所、緊急事故多発交差点、レッドゾーン区間(死傷事故率が500件/億台キロ以上の区 □ 間)、あんしん歩行エリアなど、交通事故の危険性が非常に高い箇所を含む区間における交通安全対 策事業に該当する	3	
			□ 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間(イエローゾーン区間)など、交通事故の危険性が高い区間における交通安全対策事業に該当する	2	
			■ 死傷事故率が200億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する	1	
			b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	
1			■ 通学路の安全性向上に資する事業又は交通パリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業に該当する	3	
安心			□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全 対策事業に該当する	2	
安全			□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1	1
			c) 自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される	MAX3	
			日本 計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する。	3	
			計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路の歩 道等の新設・拡幅に該当する。	2	
			□ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する。	1	
		合計		9	
2 ⑦渋滞のないスムース		0,	a)主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる	MAX3	
連 な移動空間 携 の提供			渋滞対策プログラムに位置付けられた渋滞交差点、又はボトルネック踏切の渋滞緩和に資する事業に 該当する	3	
魅 力 力 ・ 地			□ 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・パス路線の渋滞緩和等)に資する事業 に該当する	2	
域 力			□ 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する	1	
~~		合計		3	
,					

【再評価時の状況】

				貨幣価値化可能な効果 評価基準表					
	達成目標 設部方針) ▼	評価 対象 の判断		評価項目	基礎点	得点			
	①交通安全			a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する	MAX3				
対策の	対策の推進			事故危険箇所、緊急事故多発交差点、レッドゾーン区間(死傷事故率が500件/億台キロ以上の区 □ 間)、あんしん歩行エリアなど、交通事故の危険性が非常に高い箇所を含む区間における交通安全対 策事業に該当する	3	1			
				□ 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間(イエローゾーン区間)など、交通事故の危険性が高い区間(おける交通安全対策事業に該当する	2	·			
				■ 死傷事故率が200億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する	1				
				b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3				
1				■ 通学路の安全性向上に資する事業又は交通パリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業に該当する	3	3			
安心・・				□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全 対策事業に該当する	2	3			
安全				□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1				
			0	c) 自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される	MAX3				
						口 計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する。	3	2	
									計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する。
				□ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する。	1				
			合計	+	9	6			
2	⑦渋滞のな いスムース			a)主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる	MAX3				
連 な利 携 の提	な移動空間 の提供			□ 洗滞対策プログラムに位置付けられた渋滞交差点、又はボトルネック踏切の渋滞緩和に資する事業に 該当する	3	2			
魅力・地				環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業 に該当する	2	2			
域 力								□ 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する	1
			合計		3	2			
総合	計				12	8			
評価値			0.67						

貨幣価値化困難な効果 評価基準表						
達成目標 (建設部方針) の判断	評価項目	基礎点	得点			
①交通安全	□a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する	MAX3				
対策の推進	□ 事故危険箇所、緊急事故多発交差点、死傷事故率が500件/億台キロ以上の区間など、交通事故の危 □ 険性が非常に高い箇所を含む区間における交通安全対策事業に該当する	3				
	死傷事故率が200~500件/億台キロの区間など、交通事故の危険性が高い区間における交通安全対策事業に該当する	2	1			
	■ 死傷事故率が200件/億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する	1				
	□b)交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3				
5	通学路の安全性向上に資する事業又は交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区に ■ おける事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、または自転車ネットワーク計画に位置 付けられた事業に該当する	3	3			
心	□	2	"			
安全	□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1				
-	口c)自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される	MAX3				
	口計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する	3				
	■ 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路の歩道等の新設に該当する	2	2			
	□ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する	1				
	合計	9	6			
2 ⑦人の交流	■a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる	MAX3				
を支え地域 を活性化す	□ 渋滞対策プログラムに位置付けられた事業、または「緊急に対策の検討が必要な踏切」に係る事業 に該当する	3				
・携 ^{る基盤発備} 魅力 カ・	■環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業 に該当する	2	2			
カ・ 地	□ 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する	1				
域	合計	3	2			
総合計	合計					
評価値		0. 67				

(A): 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通し がある。

C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通し が立たない。

【理由】

A

・貨幣価値化困難な効果について、事業評価時、再評価時、再々評価時ともに評価値が基準の 0.6を超えており、事業着手時とほぼ同様の事業効果が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針(案)

判定

継続

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

[対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

- ・自転車歩行者等の安全確保
- 危険通学路の解消

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針